

県産材消費拡大支援事業実施要領

平成 27 年 4 月 17 日制定
令和 5 年 5 月 1 日最終改正

(総則)

第 1 県産材消費拡大支援事業の実施については、広島県補助金等交付規則（昭和 48 年広島県規則第 91 号。以下「規則」という。）及びひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(趣旨)

第 2 この事業は、県産材を利用して木造建築物を建築する場合にその経費の一部を助成することによって、木造建築物の主要構造部材等への県産材の利用を定着させ、資源の循環利用を構築することで林業の活性化を促進し、もって森林の公益的機能の維持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 本要領で定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て県内において伐採された丸太を県内において製材した木材をいい、次のいずれかの方法で証明された木材をいう。
 - ア 広島県産材産地証明協議会発行の産地証明書により証明された木材
 - イ 『緑の循環』認証会議（S G E C）又は森林管理協議会（F S C）により、認定された認定事業者の認証林産物
 - ウ 森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
 - エ 森林法に基づく伐採に関する手続きが行われたことを証する書類（以下「伐採届出書等」という。）の写しにより、伐採の場所及び方法が明らかな木材（製品を購入する場合にあっては、伐採届出書等の写し及び県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等に明記した木材）
 - オ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づく登録木材関連事業者が、県内で伐採された丸太を利用していることを納品書等で明記した木材
- (2) 「木造建築物」とは、構造耐力上主要な部分が木造である建築物をいう。
- (3) 「主要構造部材」とは、木造軸組構法では梁・桁、柱及び土台を、その他枠組壁工法などでは土台及び枠組材をいう。
- (4) 「標準仕様」とは、建築工事事業者等が主要構造部材を木造建築物の物件毎に変更することなくあらかじめ決定し利用する、主要構造部材の樹種及び製材の種別の組合せをいう。
- (5) 「県産材建築物」とは、標準仕様並びに広島県産材利用に関する協定及び広島県産材製品安定需給協定に基づき、県産材を利用する木造建築物をいう。
- (6) 「県産材利用率」とは、単年度に建築する木造建築物の全棟数に対する、県産材建築物の棟数割合をいう。
- (7) 「木造建築物を年間 10 棟未満建築する者」とは、直近 3 年間の年間平均新築木造建築物着工棟数が 10 棟未満で、広島県産材利用に関する協定を締結していない第 5 の(1)及び(2)に該当する者をいう。
- (8) 「県産材を供給するプレカット加工業者」とは、県産材を供給するプレカット加工業を営む者（プレカットに係る図面作成やデータ入力を行い、プレカット加工を外部

に発注する者を含む)をいう。

(補助金の交付の条件)

第4 規則第5条第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 県産材を建築物の主要構造部材に利用することを標準仕様とすること。
- (2) 県との広島県産材利用に関する協定を締結すること。
- (3) 製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定を締結すること。
- (4) (2)及び(3)に定める協定の県産材利用率は、向上する計画、又はその率が70%を超える場合にあっては低下しない計画とすること。
- (5) 知事は、次に掲げる場合については、交付した補助金の返還を求めることができる。
 - ア (2)に定める協定の単年度の県産材利用計画量と比較して、実績量が8割を下まわった場合。ただし、県産材利用率の実績値が、計画値を上まわった場合は除く。
 - イ (2)に定める協定を解約した場合。

(事業実施主体)

第5 本事業において、補助金の交付の対象となる者(以下「事業実施主体」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者
- (2) 県内に本社、支社、又は営業所等を有している者
- (3) 本事業に係る行為において法令を遵守することを誓約できる者
- (4) 次のいずれかに該当する者
 - ア 県産材建築物を建築する者
 - イ 木造建築物を年間10棟未満建築する者に県産材を供給するプレカット加工業者

(補助金の交付対象等)

第6 補助金の交付の対象となる県産材建築物の基準は、別表1のとおりとする。

2 補助額は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7 この補助金の交付を受けようとする者は、本事業を開始する前に規則第3条第1項に基づく補助金交付申請を行ない、交付決定を受けなければならない。

また、補助金の交付決定額が募集額を満した場合は、申請受付を終了する。

- 2 要綱第4条第2項に定める事業計画書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、収支予算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 3 前項に定める書類に添付する誓約書の様式は、別記様式第3号のとおりとする。

(交付決定内容の変更等)

第8 要綱第5条第1項第4号に定める軽微な変更は、次に定める事項以外の変更とする。

- (1) 補助金の額の増を必要とする変更
- (2) 補助金の額の減が500,000円を超える変更
- (3) 広島県産材製品安定需給に関する協定の変更及び解約

(補助金の実績報告)

第9 要綱第8条第2項に定める事業実績書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、収支精算書の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(事業実施主体の責務)

第10 事業実施主体は、第2の趣旨について積極的に広報するものとする。

- 2 事業実施主体は、県産材の需要拡大に係るアンケート及び補助金の交付の対象となった建築物の広報活用などについて、知事から依頼があった場合、協力を努めるものとする。
- 3 事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条の木材関連事業者の登録を受けることに努めるものとする。

附則

この要領は、平成27年4月17日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。
この改正前に作られたグループの事務処理の取扱いについては、なお従前の例による。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和3年8月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

県産材建築物の基準

項 目	基 準
主要構造部材	<p>標準仕様に設定し広島県産材製品安定需給に関する協定に基づき供給を受けた県産材であること。</p> <p>ただし、合法な手続を経て県内において伐採された丸太から製材された主要構造部材であって、次のいずれかに該当する木材は、暫定措置として補助対象とする。</p> <p>ア 県内の製材工場から供給できない製品であること。</p> <p>イ 広島県産材製品安定需給に関する協定に基づき供給を受けた県産材利用量実績の 25%に相当する材積を超えないこと（アに該当する製品を除く）。</p>
羽柄材、内装材	<p>合法な手続を経て県内において伐採された丸太から製材された木材であること。</p>
木材の証明	<p>森林・林業・木材産業関係団体が認定する合法木材供給事業者が、合法的な手続を経て県内で伐採された丸太を利用していることを証明していること又は知事がこれと同等と認める方法で証明していること。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助金の交付決定を受けた年度内に、施工が完了した木材であること。 2 集成材、合板及びLVL（一連の製品群において広島県内産の丸太を 60%以上利用して生産されたものを含む。）については、広島県内産の丸太を 60%以上利用した木材であること。

補助額

1 補助単価

	区分			補助単価
(1)	主要構造部材	梁・桁、柱、土台	スギ・ヒノキ製品	3,300 (円/m ³)
	羽柄材	垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他		
	内装材	フローリング、腰板、造り付け家具、その他		
(2)	県産材を供給するプレカット加工業者が木造建築物を年間10棟未満建築する者に対し、県産材を供給した場合、その提案に要する経費			34,000 (円/者)

2 補助額の算出について

(1) については、1に定める補助単価に県産材利用量を乗じた額とする。

(2) については、1に定める補助単価に県産材を供給した年間10棟未満建築する者数を乗じた額とする。

ただし、県産材を供給した年間10棟未満建築する者につき、初年度の1回に限る。

事業計画書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始予定年月日	主要構造部材等 施工完了予定年月日
棟	年 月 日	年 月 日

※ 広島県産材年間利用計画 (別紙 1) を添付すること。

(単位: 円、m³ (小数第 2 位まで記入))

県産材 利用量	主要 構造 部材	標準仕様		材積
		梁・桁		
	柱			
	土台			
羽柄材 (垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他)				
内装材 (フローリング、腰板、造り付け家具、その他)				
合計材積				
補助金額 (合計材積 × 3,300 円/m ³)				

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (県産材に係る費用)	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 建設業の許可の通知 (写し) 又は建築士事務所登録証明書 (写し) 又は宅地建物取引業免許証 (写し)
- (2) 広島県内の製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定書 (写し)
- (3) 誓約書 (別記様式第 3 号)

事業計画書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	県産材提案開始 予定年月日	主要構造部材等 施工完了予定年月日
棟	年 月 日	年 月 日

※ 広島県産材年間供給計画 (別紙 2) を添付すること。

(単位: 円、m³ (小数第 2 位まで記入)、者)

県産材 利用量	主要 構造 部材	標準仕様		材積	
		梁・桁			
		柱			
		土台			
		羽柄材(垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他)			
		内装材(フローリング、腰板、造り付け家具、その他)			
		合計材積			
①補助金額 (合計材積×3,300 円/m ³)					
区 分				者数 ()	
県産材を供給する年間 10 棟未満建築する者数 (うち、当年度提案する者数)				()	
②補助金額 (当年度提案する者数×34,000 円/者)					

3 経費の配分

補助事業に要する経費 (県産材に係る費用)	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 建設業の許可の通知 (写し) 又は建築士事務所登録証明書 (写し) 又は宅地建物取引業免許証 (写し)
- (2) 広島県内の製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定書 (案)
- (3) 誓約書 (別記様式第 3 号)

(別紙2)

年度 広島県産材年間供給計画

(単位：m³、棟)

標準仕様（樹種等）、平均材積	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
梁・桁													
柱													
土台													
小計													
羽柄材													
内装材													
合計													
県産材建築物棟数 (a)													
全建築棟数 (b)													
県産材利用率 (a/b)													

(注) 木造建築物を年間10棟未満建築する複数の者に供給する場合は、月ごとに集計してください。

木造建築物を年間10棟未満建築する者の名称	所在地	直近3年間の年間新築木造建築物着工棟数			直近3年間の平均着工棟数	年度供給計画量 (m ³ 、棟)
		年度棟	年度棟	年度棟		
		年度棟	年度棟	年度棟		
		年度棟	年度棟	年度棟		
		年度棟	年度棟	年度棟		

(注) 記入欄が不足する場合は、行を追加して記入してください。

記様式第2号（第7、第9関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
県補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (円) (交付申請時)	決 算 額 (円) (実績報告時)	比 較 (円)		備 考
			増	減	
部 材 費					
合 計					

別記様式第3号（第7関係）

誓約書

年 月 日

広島県知事様

誓約者
所在地 〒

名称

代表者氏名

当社は、県産材消費拡大支援事業の補助対象建築物については、関連するすべての行為において、法令を遵守することを誓約します。

なお、これに反した場合は、業者名の公表等、広島県の措置に従います。

事業実績書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	主要構造部材等 現場搬入開始年月日	主要構造部材等 施工完了年月日
棟	年 月 日	年 月 日

（単位：円、m³（小数第2位まで記入））

県産材 利用量	主要 構造 部材	標準仕様		材積	
		梁・桁			
		柱			
		土台			
	羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他）				
	内装材（フローリング、腰板、作り付け家具、その他）				
	合計材積				
	補助金額（合計材積×3,300円/m ³ ）				

3 経費の配分

補助事業に要する経費 （県産材に係る費用）	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 流通履歴書（別記様式第5号）
- (2) 県産材を主要構造部材等に利用したことを証する書類（合法木材供給事業者からの証明書）
- (3) 建築確認済証（若しくは建築工事届（注））の写し（注：建築基準法第6条に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認が必要ないものに限る。）
- (4) 現地写真（全景写真、工事看板、主要構造部材等の施工完了が確認できるもの）
- (5) 補助金請求書（別記様式第6号）
- (6) 実施要領第10に基づく広報活動及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく登録に向けた取組の実績（任意様式）

事業実績書

1 事業の目的

県産材の利用拡大を図るため、県産材を主要構造部材等に利用した建築物を建築する。

2 事業の内容

県産材建築物 建築棟数	県産材提案開始 年月日	主要構造部材等 施工完了年月日
棟	年 月 日	年 月 日

（単位：円、m³（小数第2位まで記入）、者）

県産材利用量	主要構造部材	標準仕様		材積	
		梁・桁			
		柱			
		土台			
		羽柄材（垂木、母屋、間柱、筋交い、大引、根太、その他）			
		内装材（フローリング、腰板、作り付け家具、その他）			
		合計材積			
① 補助金額（材積） 合計材積×3,300円/m ³					
区 分				者数（ ）	
県産材を供給した年間10棟未満建築する者数（うち、当年度提案した者数）				（ ）	
②補助金額（当年度提案した者数×34,000円/者）					

3 経費の配分

補助事業に要する経費 （県産材に係る費用）	負 担 区 分	
	県補助金	自己負担他
円	円	円

4 添付書類

- (1) 流通履歴書（別記様式第5号）
- (2) 県産材を主要構造部材等に利用したことを証する書類（合法木材供給事業者からの証明書）
- (3) 建築確認済証（若しくは建築工事届（注））の写し（注：建築基準法第6条に基づく建築物の建築等に関する申請及び確認が必要ないものに限る。）または設計図書の写し（建築場所、建築物の名称、用途、延べ面積、建築物の構造が確認できるもの）
- (4) 現地写真（全景写真、工事看板、主要構造部材等の施工完了が確認できるもの）
- (5) 広島県内の製材工場との広島県産材製品安定需給に関する協定書（写し）
- (6) 提案前後の標準仕様書など提案したことが確認できる書類（任意様式）

- (7) 補助金請求書（別記様式第6号）
- (8) 実施要領第10に基づく広報活動及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく登録に向けた取組の実績（任意様式）

流 通 履 歴 書

番 号	部 材	樹種等	材積 (m ³)	原木市場名等	製材した業者名	プレカットした業者名
1	梁・桁					
	柱					
	土台					
	そ の 他					
	そ の 他					
小 計				完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
2	梁・桁					
	柱					
	土台					
	そ の 他					
	そ の 他					
小 計				完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
3	梁・桁					
	柱					
	土台					
	そ の 他					
	そ の 他					
小 計				完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
4	梁・桁					
	柱					
	土台					
	そ の 他					
	そ の 他					
小 計				完了： 年 月 日 物件名又は場所：		
合 計	梁・桁			補助対象材積 (左記主要構造部材 合計×1.15 左記その 他合計×1.5) ※加工前材積への補正		
	柱					
	土台					
	そ の 他					
	そ の 他					
合 計						

※1 「材積」は、小数第5位を四捨五入して、小数第4位まで記入してください。
 ※2 「番号」は、年度当初からの連番とし、5番以降については、実績に応じ行を追加してください。

補助金請求書

年 月 日

広島県知事様

住所
名称
氏名

年 月 日付け林業第 号で補助金交付決定通知があったひろしまの森づくり事業（県産材消費拡大支援事業）補助金として、次のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

2 補助金の振込先

金融機関等名	預金種別 (選択してください)	口座番号						
	普通							
店	当座							

口座名義人(フリガナ)												

※ 通帳のカナ名義を記入してください。不明の場合は金融機関に確認してください。